## 滝ダムの水位測定の不適切事案に係る報告内容について

### 1. 調查方法

調査は、全社コンプライアンス委員会のもと、記録(ゲート操作記録、ダムの水位 記録の原票)による確認と、平成 16 年 7 月当時の関係者へのヒアリングにより実施 した。

### 2. 調査結果

# (1)滝ダムにおける不正の内容

- ・平成 16 年 7 月出水時に、ダム水位計のフロートに繋がるワイヤを懸架する円盤状のプーリー(回転部)をロープで固定し、水位計の記録が常時満水位\*を越えないようにしたもので、7 月 13 日に約 2 時間、7 月 17 日から 18 日に約 6 時間行われたことが確認された。
- ・平成16年7月以降の出水では同様の不正は確認されなかった。

## (2)不正を行った理由

・滝ダムのダム操作規程には「調整池における流水の貯留は、常時満水位をこえてしてはならない。」と定めている。出水時にダム水位が急激に上昇し、この条項に抵触することで、ダム管理の責任を問われる可能性があり、その事態を回避しようとしたため。

### (3) 只見川の他ダムにおける滝ダムと同様の不正の有無の確認

- ・滝ダム以外の只見川の他ダム(奥只見ダム、大鳥ダム、田子倉ダム、只見ダム)について(平成16年7月以降)のダム操作に関する記録(ゲート操作記録、ダムの水位記録)を確認した結果、ダム水位測定の不正は確認されなかった。
  - ※ 常時満水位とは、利水目的(発電、水道、かんがい等)に使用するために貯水池に 貯めることが出来る最高の水位をいう。